

4-3 廃棄物処理による未利用熱、廃棄物発電の有効利用事業

表 4-3 廃棄物処理施設整備における交付率・補助率早見表（廃棄物処理による未利用熱、廃棄物発電の有効利用事業）

施設・事業の種類	項目	循環交付金	施設整備交付金	二酸化炭素交付金	二酸化炭素補助金	備考
電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備	事業分類	対象外	対象外	対象外	電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業	
	主要な交付要件				—	
	交付率・補助率				1/2（EV収集車、船舶は差額の2/3）	
熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備	事業分類	対象外	対象外	対象外	熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業	
	主要な交付要件				—	
	交付率・補助率				1/2	
廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査	事業分類	対象外	対象外	対象外	廃棄物処理施設からの余熱や発電した電気を地域において有効利用するために、熱や電力を利活用する設備設置に対する余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する事業	
	主要な交付要件				—	
	交付率・補助率				定額（上限1,500万円）	

4-4 計画支援事業

表 4-4 廃棄物処理施設整備における交付率・補助率早見表（計画支援事業）

施設・事業の種類	項目	循環交付金	施設整備交付金	二酸化炭素交付金	二酸化炭素補助金	備考
施設整備に関する計画支援事業	事業分類	施設整備に関する計画支援事業	施設整備に関する計画支援事業	施設整備に関する計画支援事業	対象外	
	主要な交付要件	—	—	—		
	交付率・補助率	1/3	1/3	1/3		
災害廃棄物処理計画策定支援事業	事業分類	対象外	災害廃棄物処理計画策定支援事業	対象外	対象外	
	主要な交付要件		策定した災害廃棄物処理計画に基づく施設整備事業を行う場合に限り（計画策定のみは対象外）			
	交付率・補助率		1/3			

4-5 廃焼却施設の解体、用地の取得

表 4-5 廃棄物処理施設整備における交付率・補助率早見表（廃焼却施設の解体、用地の取得）

施設・事業の種類	項目	循環交付金	施設整備交付金	二酸化炭素交付金	二酸化炭素補助金	備考
廃焼却施設の解体	事業分類	新設（更新を含む）に係る事業 増設に係る事業 漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業	新設（更新を含む）に係る事業 増設に係る事業	対象外	対象外	
	主要な交付要件	焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業。	焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業。			
	交付率・補助率	1/3	1/3			
用地の取得	事業分類	新設（更新を含む）に係る事業 増設に係る事業 漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業	新設（更新を含む）に係る事業 増設に係る事業	対象外	対象外	
	主要な交付要件	用地取得及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し、承認を得た額 （エネルギー回収型廃棄物処理施設、エネルギー回収推進施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）、有機性廃棄物リサイクル推進施設及び最終処分場を除く。ただしエネルギー回収型廃棄物処理施設、エネルギー回収推進施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）及び有機性廃棄物リサイクル推進施設については沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される場合、また、最終処分場については、既存の最終処分場に東日本大震災により生じた災害廃棄物を埋立処分した市町村が新たに最終処分場を整備する場合でその量に見合った部分についてはこの限りでない。）	用地取得及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し、承認を得た額 （エネルギー回収型廃棄物処理施設、エネルギー回収推進施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）及び最終処分場を除く。ただし、最終処分場については、既存の最終処分場に東日本大震災により生じた災害廃棄物を埋立処分した市町村が新たに最終処分場を整備する場合でその量に見合った部分についてはこの限りでない。）			
	交付率・補助率	1/3	1/3			

第5章 交付金等手続きに関する留意点等

○事業間調整とは、地域計画に基づく各交付対象事業費の合計額の範囲内で、各々の交付対象事業費の当年度の交付額を増減させることをいう。

事業間調整

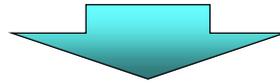
年度		A事業	B事業	C事業
n	交付額	10億円	10億円	10億円
	国庫負担額	5億円	15億円	10億円
	地方負担額	10億円	30億円	20億円
	交付対象外事業費	5億円	15億円	10億円
	進捗率(施工率)	50%	150%	100%
	総事業費	20億円 40億円	60億円 40億円	40億円
	交付対象事業費	15億円 30億円	45億円 30億円	30億円
n+1	交付額	10億円	10億円	10億円
	国庫負担額	15億円	5億円	10億円
	地方負担額	30億円	10億円	20億円
	交付対象外事業費	15億円	5億円	10億円
	進捗率(施工率)	150%	50%	100%
	総事業費	60億円 40億円	20億円 40億円	40億円
	交付対象事業費	45億円 30億円	15億円 30億円	30億円

○年度間調整とは、交付金の交付決定後に交付対象事業の進捗率が減少した場合、一般的には減少した実績により交付金の交付を受けることとなるが、このような場合でも、交付決定された額どおりに交付金の交付を受けることとし（増額調整）、この交付決定額と減少した実績に基づく交付額との差額を翌年度以降の交付金において減額する（減額調整）ことをいう（ただし、地域計画期間内に限る。）。

年度間調整

当初計画

年度	n	n+1	n+2
交付額	10億円	10億円	10億円
国庫負担額	10億円	10億円	10億円
地方負担額	20億円	20億円	20億円
交付対象外事業費	10億円	10億円	10億円
総事業費	40億円	40億円	40億円
交付対象事業費	30億円	30億円	30億円



実施結果

年度	n	n+1	n+2
交付額	10億円	10億円	10億円
国庫負担額	5億円 5億円	10億円	10億円
地方負担額	5億円	35億円	20億円
交付対象外事業費	10億円	10億円	10億円
総事業費	25億円 40億円	55億円 40億円	40億円
交付対象事業費	15億円 30億円	45億円 30億円	30億円

n年度に5億円多く交付しているため、n+1年度は15億

交付額を変更せずに、地方負担分にあてることができる

持ち出しは本来10億円のところ5億円になる

○交付金と二酸化炭素補助金の執行における手順等の相違点を以下に説明する。

事 項	交 付 金	二酸化炭素補助金
事業予算 (1) 廃棄物処理施設の新設、改良事業 (2) 設備導入事業	(1) 単年度予算 (2)ー	(1) 国庫債務負担行為 (2) 単年度予算
国庫支出の確約	毎年度当初の内示による	(1) 初年度の交付決定時に全事業年度分を一括採択 (2) 毎年度の交付決定による
手 続 き	市町村等、都道府県、環境省の間で実施（都道府県は適正化法第26条第2項及び適正化法施行令第17条第1項に規定に基づく事務を委任） ① 地域計画の大臣承認 ② 次年度要望額調査 ③ 国庫交付金内示 ④ 交付申請 ⑤ 交付決定 ⑥ 事業着手 毎事業年度、②から⑤の手続きを繰り返す	③交付申請及び④国庫補助金交付決定は、市町村等と執行団体の間で実施 ① 地域計画の大臣承認 ② 次年度要望額調査 ③ 交付申請 ④ 国庫補助金交付決定 ⑤ 事業契約 ⑥ 事業着手 ※ 事業契約は交付決定後でなければならない 交付申請、交付決定は初年度のみ実施

事 項	交 付 金	エ ネ 特 補 助 金
事業契約に対する制限	内示前に事業着手した部分は交付対象とならない。	原則、交付決定日以前の事業契約は認められない。 (仮契約を含む)
各 年 度 工 期	年度末日までの工事が認められる	原則として、 2月末日までの工事しか認められない 中間年度の場合は3月初日からの事業は次年度事業として検収
完了実績報告提出期日	4月10日	3月10日 ※3月中に事業者への支払証憑を執行団体が確認する必要がある
市町村等への国庫金支払	4月末	執行団体から市町村等への支払は3月中が必須条件
地 域 計 画 の 変 更	市町村等、都道府県、国の3者で進める	市町村等、都道府県、国の3者で進める
地 域 計 画 目 標 達 成 状 況 の 報 告	市町村等が作成し都道府県の所見を添えて国に報告	市町村等が作成し都道府県及び執行団体が関係部分に対する各所見を添えて国に報告
地域計画改善計画の報告	市町村等が作成し都道府県の所見を添えて国に報告	市町村等が作成し都道府県及び執行団体が関係部分に対する各所見を添えて国に報告
成 果 報 告	市町村等が作成し都道府県が確認の上、国に報告	市町村等が作成し執行団体が確認の上、国に報告
財 産 処 分 申 請	市町村等が都道府県を經由の上、国に申請	市町村等が補助金を執行した当時の執行団体を經由の上、国に申請

第6章 事例集

循環型社会形成推進交付金等を活用し、循環型社会の形成や地域での廃棄物エネルギーの有効活用に資する施設を整備した事例を以下に示す。

資源循環分野からの地域循環共生圏の構築の事例(武蔵野市)

ごみ焼却に伴う廃熱回収による蒸気と発電電力を、周辺公共施設(庁舎、体育館、コミュニティセンター等)に供給するため、付帯設備(熱配管、電力自営線等)の設置・改修を行った。

導入の経緯

廃棄物焼却施設(クリーンセンター)の新設に当たり、周辺住民や有識者等による協議会を設置し、設備・デザインの方針等についての話し合いを重ね、地域と一体になった施設作りを行った。

導入の効果

地域住民の協力のもと、迷惑施設問題をプラスに転換し、最新鋭のプラント技術を導入して周辺環境を整備した。

「災害に強い施設(災害時エネルギー供給拠点)」、「開かれた施設」、「安全・安心な施設」、「景観及び建築デザインに配慮した施設」として建設し、運用している。

また、CO2削減効果についても当初の計画を達成している。

CO2削減効果

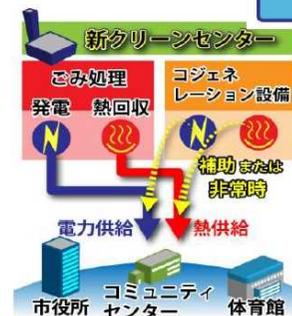
CO2削減量=約2,270 t-CO₂/年
CO2削減コスト=約490円/ t-CO₂

[新武蔵野クリーンセンターの焼却戸処理能力=120t/24h]



公共施設のエネルギー供給拠点

(出典:武蔵野市資料)



廃棄物焼却施設の外観

地域のエネルギーセンターとしての可能性を追求した事例(八代市)

地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備

◆回収したエネルギーを電気や熱として活用することによる地域産業の振興

事業の概要

平成30年7月から稼働した八代市環境センターでは、隣接する八代漁業協同組合増殖センターへ温水の供給を行う。

熱源のみの供給で、80℃の温水を供給し、増殖センター水槽内の配管で熱交換し海水を温める(10℃⇒18℃)。熱交換後の戻り温水は60℃で、再度80℃に加熱しポンプで循環する流れとなる。

養殖センターではヒラメやエビ類の稚魚育成が行われる。

温水の供給期間は冬季のみ(1月から3月)となっている。

事業の効果

- イニシャルコスト(設計費、工事費等)、ランニングコスト(水道代、薬剤費、道路使用料、)について供給先に負担を求めない。(無償)

- 地域のCO₂削減

A重油19,272ℓ/年(二酸化炭素 52,227kg-CO₂/年)の削減効果

施設の概要

施設規模	134 t/日(ストーカ方式: 67 t/24 h × 2 系列)
熱供給量	2,420MJ/h(メーカー設計値)
供用開始	平成30年7月
事業方式	DBO方式(運営期間: 20年間)

廃棄物焼却施設の外觀



(出典: 八代市HP)

八代漁協増殖センター



稚魚育成